沖縄及び北方問題に関する特別委員会質問要旨

日米地位協定について

【河野外務大臣】

- 1. 政府の「日米地位協定については、運用等の活用によって他国と比べて不利にならない」との答弁の意味は何か?
- 2. 米軍機事故が起こった際、ドイツとイタリア両政府には調査権がある。日本 は米軍の同意なしに調査はできず、事故機の検証などを行う権利はない。こ のままでよいと考えるか?
- 3. 日本では航空機の最低飛行高度を定めた航空法が米軍機には適用されていない。米軍が訓練や演習を行う際、ドイツやイタリアではそれぞれ受入れ国の承認が必要とされているが、日本では情報は通報されない。米国とドイツ、イタリアとの地位協定は、米軍の訓練や演習は両国の許可や承認が必要となっており、米軍基地への立ち入り権も国や自治体等に認められている。日本政府はこれらの国々と同じような協定への変更は必要ないと考えているのか?
- 4. 政府は、今回の沖縄県による「他国地位協定調査・中間報告書」についてどのように受け止めているか。政府が把握している各国の情報と一致するか。

5. 河野外務大臣は、2003年に自民党の日米地位協定の改定を目指す議員連盟の 幹事長として日米地位協定の改定案をまとめている。その概要を教えてほし い。

当時、河野議員は、「日米地位協定を改定すべきだと米国にビシッと言うべき である。政治家がリーダーシップを取る問題だ」と答えている。

河野議員は議連の一員として訪米し、米国務省及び国防総省の当局者に日米 地位協定の改定案を提出したとされる。

外務省のトップとして日米地位協定の抜本的改定に踏み込む考えはないか?

6. 河野外務大臣は、2004年に宜野湾市で起きた米軍へリ墜落事故で現場検証から沖縄県警が排除されたことについて、当時、在日米軍の高官が河野議員に対し、「日米地位協定の運用が失敗だった」との見解を述べたことを、自民党の地位協定改定を目指す議連の会合で明らかにしているが、この在日米軍高官が述べた「日米地位協定の運用が失敗だった」との発言について、改めて説明願いたい。